

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成30年11月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1800055号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1800027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年1月28日から同年2月21日まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がない。請求期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録において、請求者のA社における資格取得年月日は平成20年2月21日及び離職年月日は同年5月27日となっており、当該加入期間はオンライン記録の厚生年金保険被保険者期間と符号している上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、請求期間当時の事業主は、当時の資料を保存しておらず、請求者の請求期間における勤務状況は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務について確認することができない。

また、請求期間当時の事業主は、仮に請求者が平成20年1月28日から勤務していたとした場合には、請求期間当時の給与が毎月20日締めの当月25日支払であったことからすると、同年1月28日から同年2月20日までの期間においては、請求者に正社員以外の形態での就労を認めていたと考えられる旨回答している。

さらに、オンライン記録により請求者と同日の平成20年2月21日に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、同年1月に入社したが厚生年金保険に加入したのは最初の給与の締切日の後であった旨回答しているところ、その同僚が所持する同年2月の給与明細書において同年1月分の厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、請求者についても請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録により、請求者は、請求期間において国民年金の被保険者であり、請求者が居住しているB市の回答によれば、請求者は、請求期間において国民健康保険に加入

していることが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。